

答 申

1 審議会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成22年11月12日付けで行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、実施機関が実施した平成23年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「本件選考試験」という。）における解答用紙及び評定票等に記載された異議申立人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報のうち、集団討論評定票中の特記事項、模擬授業及び個人面接に係る評定票中の特記事項及び観察記録等（以下「本件個人情報1」という。）並びに適性検査判定表中の適性検査コメント（以下「本件個人情報2」という。）については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第5号に該当するとして、また、集団討論評定票中の評定委員氏名、論文試験記入用紙中の評定者名並びに模擬授業及び個人面接に係る評定票中の評定者氏名については、同項第1号及び第4号に該当するとして、いずれも不開示とし、その余の部分は開示している。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定のうち、本件個人情報1及び本件個人情報2について不開示とした部分を取り消すよう求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成22年10月26日付けで、実施機関に対し条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成22年11月12日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成22年12月4日付けで、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

条例第14条第1項第5号により不開示とされた部分は、福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）の透明性を示す上で開示すべき事項であり、開示されている部分のみでは具体的な評価について認識できない。また、開示することにより選考試験事務の適正な執行に支障を及ぼすといえる具体的な理由が存在しない。

5 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

(1) 本件個人情報1について

集団討論評定票の特記事項欄、模擬授業及び個人面接に係る評定票における特記事項欄及び観察記録等欄には、受験者に対する評定者の観察内容や、評定結果の理由、特筆すべき事項、採用に対する意見等を記入することとなっており、受験者の発言、態度、所作などについて、具体的な評価を行っている。

不開示部分を開示すると、試験中のどのような発言、態度等に問題があったかについて具体的な示唆を与え、今後受験者が自分をよりよく見せようと表面上取り繕う姿勢を助長することとなり、評定者が受験者の本来の姿をとらえ、適切な評価を行うことが困難となる。

また、選考試験の評定者の多くは県立学校の管理職員の中から選任されており、受験者も多くが県立学校に勤務する講師であることから、多数の受験者が評定者を特定することが可能な状況となっている。

不開示部分を開示すると、評定者が受験者に対する否定的な評価の記載を差し控えたり、画一的な記載に終始するなど、評定者の率直な意見が評定に反映されにくくなることが懸念され、選考資料としての有効性が損なわれる。

(2) 本件個人情報2について

適性検査コメント欄には、検査結果から考えられる個人の特性や、検査方法ごとの判定内容、総合判定の理由等を記入することとなっている。

不開示部分を開示すると、いずれの検査に問題があったのか受験者が知りうることとなり、次年度以降の検査において、受験者が意図的に普段とは異なった回答をすることが予想されるなど、受験者本来の姿がつかめず、教員としての適性を純粹に判定できなくなる事態が想定される。その結果、選考資料としての適性検査結果の有効性が損なわれる。

以上のように当該不開示部分を開示することは、選考試験事務の適正な執行

に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第1項第5号に該当する。

6 審議会の判断

(1) 選考試験について

ア 公立学校の教員の採用は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、選考によるものとされている。

選考試験は、福岡県教育委員会事務決裁規程（平成6年4月福岡県教育委員会教育長訓令第2号）第14条別表8第7項第1号により、教育長が決定した実施要項に基づき実施される。

選考試験は、福岡県公立学校教員として勤務する教育公務員の採用に当たって必要な選考資料を得るために実施しており、第一次試験及び第二次試験の結果により選考を行うものである。

これらの試験に合格した者は、教員採用候補者名簿に登載されることとなる。

イ 異議申立人が受験した本件選考試験の第一次試験は、専門教科、教職教養及び集団討論により選考が行われる。そして、集団討論がB評価以上であり、かつ、教職教養の得点が一定水準に達している者が選考対象となり、専門教科の得点が上位の者から第一次試験合格者として、第二次試験の受験資格を得る。

第二次試験は、模擬授業、個人面接、論文、実技試験及び適性検査により選考が行われる。そして、模擬授業、論文、実技試験及び適性検査がC評価以上の者の中から、個人面接による人物評価を重視し、各試験内容の評価を総合的に判断して選考する。なお、選考に当たっては、第一次試験の評価及び志願書の記載事項も考慮する。

(2) 本件個人情報1及び2の内容について

ア 本件個人情報1について

集団討論評定票は、評定委員ごとに作成され、教室番号、班名、評定委員の氏名、試験会場、座席番号、教科科目、受験番号、欠席者の有無、評価の観点ごとの評定、評価の観点ごとの評定を踏まえた総合的な評定及び評定に係る特記事項が記載されている。

また、模擬授業及び個人面接に係る評定票も評定委員ごとに作成され、評定者氏名、受験者の教科科目、受験番号及び氏名が記載されている。そして、模擬授業の評定欄には、個別評定尺度、評定項目、評定項目ごとの評定、評定者の個別評定、模擬授業の総合評定及び特記事項、また、個人面接の評定欄には、個別評定尺度、評定項目、着眼点、評定項目ごとの評

定、評定項目ごとの観察記録等、評定者の個別評定、個人面接の総合評定及び特記事項が記載されている。

このうち、本件個人情報1の内容は、当該試験における受験者の発言、態度、所作等について、評定者が特に気付いた点や評定の参考となる意見などである。

イ 本件個人情報2について

適性検査判定表には、試験教科科目名、受験番号、氏名、性別、年齢、検査結果、検査ごとの判定、総合判定及び適性検査コメントが記載されている。

このうち、本件個人情報2の内容は、受験者の特性や検査結果から分かる顕著な特徴等の判定理由である。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

条例第14条第1項第5号は、県の機関等が行う事務のうち、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

本件個人情報1及び2は、本件選考試験における受験者の選考に当たって、異議申立人について実施機関が作成したものであるので、条例第14条第1項第5号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報に該当するものと認められる。そこで、これらを開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるかについて検討する。

ア 本件個人情報1について

選考試験の集団討論、模擬授業及び個人面接は、受験者の教員としての資質を判断するために実施されており、本件個人情報1の内容は、受験者の発言、態度、所作などについて、評定者が着目した特徴やこれに対する肯定的又は否定的な意見などである。

本件個人情報1が開示された場合、開示請求を行った受験者に対して当該試験における具体的な問題点を個別的に示すことになり、受験者が自分をよりよく見せようとしたり、表面を取り繕うことが可能になる。その結果、評定者が受験者本来の姿をとらえ、教員としての資質について適切な評価を行うことが困難となることから、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件個人情報1は、評定者が、開示されることを予定せずに受験者の協調性、積極性、表現力、指導力等について、率直な意見を具体的に

記載する部分であり、評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、評定者が自由かつ率直に評価を行う必要がある。

本件個人情報1が開示された場合、評定者個人及び実施機関に対し、苦情等が寄せられることが予想される。その結果、次年度以降の選考試験において、評定者が否定的な評価の記載を差し控えたり、画一的な評価の記載に終始する等、評定者が率直な評価を行えなくなることから、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、実施機関が本件個人情報1は条例第14条第1項第5号に該当すると判断し、不開示とした決定は、妥当である。

イ 本件個人情報2について

選考試験の適性検査は、受験者の教員としての適性を判定するために実施されており、本件個人情報2の内容は、受験者の特性や検査結果から分かる顕著な特徴等の判定理由である。

本件個人情報2が開示された場合、次年度以降の適性検査において、受験者が適性検査コメントの内容を意識して、意図的に答えを操作することが予想される。その結果、受験者の適性を正しく判定することができなくなり、選考資料としての適性検査の有効性が損なわれることから、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、実施機関が本件個人情報2は条例第14条第1項第5号に該当すると判断し、不開示とした決定は、妥当である。

7 結論

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。